角田市医師会圏域(角田市·丸森町)

医療と介護の連携のための共通様式の運用について (手引き)

令和元年 7 月 30 日 角田市丸森町地域ケア推進会議(在宅医療・介護連携推進に関する会議)にて承認令和 2 年 4 月 1 日から運用開始(令和 2 年 3 月 25 日からホームページの閲覧開始:ダウンロード可)

【目的】

患者(利用者)が、住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、医療と介護の関係機関が連携し、情報を共有しながら一体的にサービスを提供するために、多職種間で「顔の見える関係」、「声を掛け合える関係」をスムーズにすることを目的に活用するもの。

【利用の範囲】

角田市・丸森町の1市・1町内での運用を原則とする。

*注意: 市・町外に所在する医療機関・事業所については、相手方の了承の上 ご活用願います。

【共诵様式】

様式 1 「介護・介護予防サービスを受ける際の医学的留意事項に関する情報提供について」 (担当ケアマネジャー ➡ 主治医)

様式2 「居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 情報提供書」

(居宅療養管理指導を実施している主治医 ➡ 担当ケアマネジャー)

様式3 「診療情報提供書」

(診療を担当している主治医 ➡ 担当ケアマネジャー)

様式4「口腔ケアに関する連絡票」

(担当ケアマネジャー ⇒ 歯科医師)

様式 5 「服薬(薬剤)に関する連絡票」

(担当ケアマネジャー ➡ 保険薬局薬剤師)

* 共通様式については、以下の方法でダウンロードできますので、ご活用ください。

「医療・介護従事者のための連携相談窓口」で検索!

【費用負担】

- ・「連絡票」については、情報共有に使用するため、費用負担は発生しません。
- ・医学的留意事項に関する「情報提供書」については、下記のとおり保険での請求となります。(診断名、検査データ、治療方針等の記載のため)

様式 2:介護報酬:「居宅療養管理指導費(I)」による、509単位での請求。

様式3:診療報酬:「診療情報提供料(I)」による、250点での請求。

【運用のルール】

- ① 原則として、本人、家族の同意を得たうえでご活用ください。 ただし、同意は得られないものの必要性が高いと判断した場合には、契約時の同意に基づき送付することができることとします。
- ② 共通様式の活用には、持参・FAX・メール等の方法があります。事前に電話で相手先に 連絡し、持参しない場合は、個人情報についてはマスキングすることとします。
- ③ お互いの職種理解の促進のため、積極的にご活用ください。
- ④ 共通様式の活用のほか、電話や面談等適切な手段を選びましょう。

【活用方法】

1、 主治医とケアマネジャーの連携(様式 1・様式 2・様式 3)

ケアマネジャーから主治医に情報提供を依頼するときにご活用ください。

様式1)介護サービス検討に際して、専門家の意見が必要なとき

* 具体的な依頼内容の欄に、「なぜこの情報を報告する必要があるのか」、「何のためにどんな情報が必要なのか」を明記してください。

様式2)主治医が居宅療養管理指導をしているとき

- * ケアマネジャーからの依頼内容に沿った、具体的な留意事項を明記願います。 様式3)主治医が外来診療しているとき
 - * ケアマネジャーからの依頼内容に沿った、具体的な留意事項を明記願います。

2、歯科医師とケアマネジャーの連携(様式 4)

口腔ケアに関して、状況変化や気になることが発生した際に、情報共有のため連絡するときにご活用ください。

3、保険薬局薬剤師とケアマネジャーの連携(様式5)

服薬(薬剤)に関して、状況変化や気になることが発生した際に、情報共有のため連絡するときにご活用ください。

**様式及び運用のルールは、

必要時「在宅医療・介護連携推進に関する会議」に諮り、修正していく予定です**

問い合わせ先

角田市地域包括支援センター ☎ 0224-61-1288

丸森町地域包括支援センター(丸森町保健福祉課内)☎ 0224-72-3023